

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 8 日

佐賀県人事委員会委員長 中 野 哲 太 郎

佐賀県人事委員会規則第 2 号

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(教務手当)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 教務手当の額は、職員が業務に従事した日 1 日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 条例第 4 条第 1 項の業務 1,200円</p> <p><u>(2) 略</u></p>	<p>(教務手当)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 教務手当の額は、職員が業務に従事した日 1 日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 条例第 4 条第 1 項の業務 <u>(同項第 5 号に該当する職員が従事するものを除く。)</u> 1,200円 <u>(同項第 4 号に該当する職員が現場における実習指導にのみ従事した場合にあっては、350円)</u></p> <p><u>(2) 条例第 4 条第 1 項の業務 (同項第 5 号に該当する職員が従事するものに限る。) 350円</u></p> <p><u>(3) 略</u></p>

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。